

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

郡山市教育委員会

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、日頃よりお子様の新型コロナウイルス感染症の防止対策へのご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について、文部科学省、福島県教育委員会の通知を受け、下記のとおりとしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 5月8日以降、変更になること

- (1) 新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザや風疹、水痘等と同じ扱いになります。
- (2) 発症した場合の出席停止期間は、次のとおりとなります。
 - ・ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（発症した日を0日目とします。）
 - ・ 無症状の場合、検体を採取した日から5日を経過するまで（検体採取日を0日目とします。）
- (3) 濃厚接触者としての特定は行われず、出席停止とはなりません。
- (4) 登校前にお子様の健康観察をお願いします。ただし、体温チェック表を提出する必要はありません。
- (5) お子様に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するようにしてください。（出席停止扱いとはなりません。後日、通院等により新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、さかのぼって出席停止扱いとなります。）
- (6) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、感染不安でお子様を休ませたい場合には、各学校へ相談ください。合理的な理由によっては、校長の判断で出席停止扱いとなる場合があります。
- (7) 学校では、日常的な消毒作業を行う必要はなくなります。

2 5月8日以降、学校において継続すること

- (1) マスクの着用を求めず、個人の判断に委ねることを基本とします。
- (2) 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いをするよう指導します。
- (3) 可能な限り、教室等の換気の確保を行います。
- (4) 感染が判明し登校できないお子様に対しては、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障に努めます。
- (5) 感染が流行している場合には、次のように対応します。
 - ・ マスクを教職員が着用したりお子様に着用を促したりすることも考えられますが、その際もマスクの着用を強いることがないようにします。
 - ・ お子様が対面形式となるグループ活動や一斉に大きな声で話す活動等、「感染リスクが比較的高い活動」等に当たっては、活動場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保したりするなどの対策を講じることがあります。
- (6) ご不明な点やご心配なことがありましたら、各学校へご相談ください。